

宮崎県海面漁業許可の取扱方針

宮崎県農政水産部

宮崎県漁業調整規則（以下「規則」という。）第2章の規定による漁業の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、規則第4条第1項第1号のぶり稚魚漁業、第2号のうなぎ稚魚漁業、第15号の小型定置網漁業、第10号の固定式刺網漁業のうち漁業補償区域の固定式刺網漁業並びに漁業法第57条第1項の省令で定める中型まき網漁業のうち大分海区と宮崎海区におけるまき網漁業の相互入会に関する協定書に基づく中型まき網漁業及びぶりの稚魚をとることを目的とした中型まき網漁業については、この方針を適用しない。

（許可等の制限措置及び条件）

- 第1 知事は、規則第11条第1項及び第13条第1項の規定により、漁業法第57条第1項の省令で定める中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業及び規則第4条第1項各号に掲げる漁業（この方針を適用しない漁業を除く。以下「対象漁業」という。）に係る許可等の制限措置及び条件（以下「制限措置等」という。）その他の事項について別表1に定める。
- 2 知事は、対象漁業の制限措置等の改正又は定数の見直しを検討するに当たり、水産資源や漁場利用に及ぼす影響を客観的に評価することを目的に限定して運用する許可（以下「限定許可」という。）の制限措置等を定めるときは、別表1によらず、公示により定める。
- 3 知事は、漁業振興又は漁業調整の観点から制限措置等の改正が必要と判断するときは、海区漁業調整委員会の意見を聴いてこれを改正することができる。
- 4 知事は、制限措置等を改正したときは、県庁ホームページにより公表するとともに、関係団体等に通知又は説明することで周知する。
- 5 知事は、制限措置等を改正したときは当該許可等を受けた者に対して規則第29条第1項の規定により許可証の書換え交付を行う。

（許可等の定数）

- 第2 知事は、対象漁業において、別表1に掲げる漁業種類別、制限措置の内容別に許可等を行うことができる数の総数（以下「定数」という。）を定めるとともに、定数の範囲内で許可等を行う。ただし、第5に規定する限定許可は定数に含めない。
- 2 前項の定数は、資源状況、漁業振興、漁業調整の観点から、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める。

（新規の許可又は起業の認可）

- 第3 知事は、対象漁業の許可の有効期間の満了日の到来に併せて新規許可をしようとするときは、規則第11条第1項の規定により公示する。なお、公示は、規則第14条第1項第1号の規定による継続の許可等の完了後に行う。
- 2 前項の公示の時期は、知事が急を要すると判断する場合を除き、許可の有効期間の満了日を考慮して対象漁業を各四半期に区分し、それぞれの区分ごとに一括して行うことができる。
- 3 第1項の場合を除き、許可等を受けた者の廃業若しくはその他の事由により許可等を受けた者の数が定数を下回り、規則第11条第1項の規定により新規許可をしようとするときは、廃業等の届出があった日から起

算して3月を超えない期間に公示を行う。

(継続の許可又は起業の認可)

第4 規則第14条第1項第1号で知事が指定する漁業は、対象漁業のうち規則第4条第2項で定める船舶等ごとに許可を受ける漁業に限る。ただし、第5に規定する限定許可は、規則第14条第1項第1号又は第4号の許可等の対象としない。

(限定許可)

第5 知事は、対象漁業の制限措置等の改正又は定数の見直しを検討するに当たり必要と判断したときは海区漁業調整委員会の意見を聴いて、限定許可をすることができる。

2 知事は、限定許可をしようとするときは、規則第11条第1項の規定により制限措置等及び許可等を申請すべき期間を定め、県庁ホームページにより公示する。この場合、知事は限定許可による各種検証を合理的に実施するため、制限措置に掲げる「漁業を営む者の資格」を限定することができる。

3 前項による許可申請者の数が知事の定める限定許可をすべき船舶等の数又は漁業者の数を超えたときの許可の基準は、次のとおりとする。

(1) 県内の沿海漁業協同組合から推薦を受けた者の申請を優先する。

(2) 前号により許可等をする者を定めることができないときは、規則第11条第6項の規定により公正な方法でくじを行い許可をする者を定める。

4 限定許可の有効期間は、規則第15条第2項の規定により1年6月とする。なお、限定許可を受けた者は、当該許可の有効期間内であっても、知事が漁業調整その他公益上、支障があると判断して当該許可の停止を命じたときは、従わなければならない。

5 限定許可を受けた者は、許可を受けた日から起算して1年が経過した時点で、別に定める様式により、知事に操業実績を報告しなければならない。ただし、知事が必要と判断したときはその報告の時期を変更することができる。

6 知事は、前項の報告に基づき検証を行った結果、検証の継続が必要と判断したときは、再度、規則第11条第1項による公示をした上で、限定許可をすることができる。なお、この場合の許可の基準は、当該限定許可の実績者の申請を最優先とし、次いで第3項に規定する順序とする。

(変更許可)

第6 規則第16条による変更の許可は、別表1又は第1の第2項で定める制限措置のうち、船舶の総トン数又は推進機関の馬力数に係る変更のみ認め、その規定で定める範囲内で変更を認める。

(許可等の有効期間)

第7 対象漁業の許可の有効期間は原則3年とする。ただし、限定許可にあっては第5の第4項に定めるところによる。

2 規則第11条第1項による新規許可にあっては、前項の規定にかかわらず同一漁業種類の許可の有効期間満了の日までとする。

3 起業の認可の有効期間は10月とし、やむを得ない理由があると認められる場合は、1回に限って10月の延長をすることができる。ただし、同

一漁業種類の許可の有効期間満了の日までを限度とする。

(申請事務等の手続)

第8 各申請の経由機関、申請書の参考様式、添付書類等については、宮崎県漁業許可の事務処理要領（以下「要領」という。）に定める。

2 各申請の期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則第11条第1項に規定する新規許可の申請 原則1月を下らない範囲として知事が公示した期間
- (2) 規則第14条第1項第1号の規定による継続の許可の申請 許可の有効期間の満了の日の3月前から1月前まで
- (3) 規則第14条第1項第2号から第4号の規定による申請 随時

(許可等の基準)

第9 規則第11条第5項及び第7項の許可等の基準は、別表1で定める漁場利用調整地域に住所を有する沿海漁業協同組合（以下「関係漁協」という。）の推薦を受けた者の申請を優先する。

2 前項の規定による申請又は関係漁協の推薦がない者の申請が複数のときは、それぞれ次の(1)から(6)の順序で優先し、さらに各号で同順位が複数のときは公正な方法でくじを行い許可等をする者を定める。

- (1) 当該対象漁業に係る直近の限定許可を有した者の申請
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有する者から自立した者の申請
- (3) 漁場利用調整地域において漁業に着業しようとする者又は着業して5年以内の者の申請
- (4) 漁場利用調整地域において、漁業を営んでいる者又は漁業に従事している者の申請
- (5) 県内に住所を有するその他の者の申請
- (6) その他の者の申請

3 第1項及び第2項の規定は、限定許可における許可の基準に適用しない。

(許可又は起業の認可についての適格性)

第10 規則第10条第1項第5号の許可等の適格性について知事が定める船舶等の基準は、中型まき網漁業及び小型まき網漁業（しいらまき網漁業及びさごし巾着網漁業を除く。）においては、許可を受けようとする船舶に網繰り装置等の漁労機器を備えるとともに、灯船、運搬船により構成される船団が付随しているか、又はこれらの要件を満たす船舶を使用する権利を取得しようとしていることとする。

(資源管理の状況等の報告)

第11 規則第21条の資源管理の状況等の報告に関する様式は、別途、要領に定める。

附 則

この方針は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この方針は、令和7年2月3日から施行する。

別表1 許可等の制限措置等及びその他事項

※1：漁場利用調整地域に係る次の表記が示す関係市町
 全域：県内の沿海市町 北部：延岡市から日向市までの沿海市町
 中部：都農町から宮崎市までの沿海市町 南部：日南市から串間市までの沿海市町

①小型機船底びき網漁業（農林水産省令）

制限措置							条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
(1) 深海えびびき網漁業	10トン以上15トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	大分県深島南端から正東3海里の点、児湯郡一ツ瀬川口中央から正東9海里の点、串間市都井岬突端から正東9海里の点、同岬突端から正東7海里の点及び鹿児島県観音崎を順次結んだ線より沖合の海域。ただし、日向市と児湯郡との境界から117度の線以北の海域においては、7月1日から9月30日（日没から日の出までの間を除く。）までは、水深75メートル以深の海域に限る。	7月1日から翌年5月31日（日没から日の出までの間を除く。）まで。ただし、児湯郡宮崎市境界一ツ瀬川口中央から正東の線と日南市鶴戸崎突端から正東の線の両線間の最大高潮時海岸線から沖合185キロメートル以内の海域（以下「中部海域」という。）においては2月1日から4月30日まで、中部海域を除く、日向市と児湯郡との境界から正東の線以南の海域においては7月1日から翌年4月30日まで。	1) 宮崎県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者（以下「漁船使用者」という。）。ただし、起業認可の申請に限り、宮崎県の漁船原簿に登録を予定している船舶を使用する者（以下「漁船使用予定者」という。）を含む。	別途公示する数	全域（※1）	
	10トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数						全域（※1）	
	10トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数					日向市と児湯郡との境界から正東の線以北の海域を除く、次の点アからキの各点を順次に直線で結んだ線より沖合の海域。ただし、日向市と児湯郡との境界から117度の線以北の海域においては7月1日から9月30日（日没から日の出までの間を除く。）までは水深75メートル以深の海域に限る。 ア 大分県深島南端から正東3海里の点 イ 児湯郡一ツ瀬川口中央から正東9海里の点 ウ 世界測地系、北緯31度54分27.5秒、東経131度39分22.0秒 エ 世界測地系、北緯31度46分51.8秒、東経131度43分35.0秒	7月1日から翌年5月31日（日没から日の出までの間を除く。）まで。ただし、宮崎市と日南市との境界から正東の線以南の海域においては7月1日から翌年4月30日まで。

			オ 串間市都井岬突端から正東9海里の点 カ 串間市都井岬突端から正東7海里の点 キ 鹿児島県観音崎					
(2) えび びき網 漁業	5トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	220キロワット以内（ただし、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる漁船の推進機関を備える漁船にあっては、改正前の漁船法施行規則第1条第7項及び付録第1の規定により算出される50馬力以内とし、この馬力については同条同項付録第1の表の備考欄2を適用しない。）において申請のあった推進機関の馬力数。	門川町沖合及び同海域以北の宮崎県の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深の海域に限る。	周年	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)袖網最前部にビームを取り付ける場合のビームの長さは7.5メートル以内とする。 2)7.5メートルを超えるビームを使用する場合には袖網最前部から10メートル以上離して取り付けなければならない。 3)共同漁業権の設定してある海域では漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	延岡市
			世界測地系、北緯32度39分44秒の線と日向市沖合との間の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深の海域に限る。					門川町
			門川町から新富町までの沖合の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深の海域に限る。					日向市
			日向市沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深の海域に限る。					都農町、川南町
			都農町から宮崎市までの沖合の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深とする。また、昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					宮崎市（佐土原町に限る。）
			宮崎市沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度32分45秒の線以北の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深とする。また、昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					宮崎市（佐土原町を除く。）
			宮崎市沖合の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深とする。また、昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					宮崎市（南郷町に限る。）、串間市
			世界測地系、北緯31度32分45秒の線以南の宮崎県の海域。ただし、4月1日から8月31日までの期間は、水深10m以深の海域に限る。					
(3) えさ	5トン未満	申請のあった	門川町から新富町までの沖合の海域	周年	1)漁船使用	別途公示	1)自家用えさびき以外	日向市

びき網漁業	満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	た推進機関の馬力数	日向市沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域		者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	する数	は営んではならない。 2)許可番号の表示板は黄色の着色をすること。 3)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	都農町、川南町
			共同漁業権第10号の海域		次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同意を得られた者。		1)自家用えさびき以外は営んではならない。 2)許可番号の表示板は黄色の着色をすること。	都農町
			宮崎市沖合の海域。ただし、昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。		1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。		1)自家用えさびき以外は営んではならない。 2)許可番号の表示板は黄色の着色をすること。 3)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	新富町、宮崎市
			日南市沖合の海域					日南市
(4)きさご貝桁網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	新富町沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域	10月1日から翌年5月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)きさご貝以外は採捕してはならない。 2)夜間操業は禁止する。 3)水深10m以深の区域では操業してはならない。 4)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	新富町、宮崎市（佐土原町に限る。） 宮崎市（佐土原町を除く。）
			宮崎市沖合の海域。ただし、昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					

(5) こた ま貝桁 網漁業	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進機 関の馬力数	共同漁業権第4号の海域。ただし、水深10m以 浅の海域に限る。	2月20日から4月30 日まで	次の1)、2)の いずれにも該 当する者 1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。 2)操業区域 における共 同漁業権者 の同意を得 られた者。	別途公示 する数	1)操業時間は午前7時から午後3時までとする。 2)殻長7cm以下の貝を採捕してはならない。 3)漁網は5節以上の細目を使用してはならない。 4)使用する漁具は5個以内とする。	延岡市 (北浦町を除く。)
			児湯郡沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域	10月1日から翌年5月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)こたま貝以外は採捕してはならない 2)共同漁業権の区域内で操業する場合は漁業権者の同意が必要 3)夜間操業禁止	児湯郡
			宮崎市沖合の海域					宮崎市
(6) いた や貝桁 網漁業	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進機 関の馬力数	児湯郡、宮崎市沖合の海域	4月20日から10月31 日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)いたや貝以外の採捕禁止 2)ワイヤーロープの使用禁止	中部 (※1)
(7) 赤貝 貝桁網 漁業	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進機 関の馬力数	共同漁業権の海域	4月1日から4月30 日まで	次の1)、2)の いずれにも該 当する者 1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。 2)操業区域 における共 同漁業権者 の同意を得 られた者	別途公示 する数	1)操業時間は午前7時から午後2時までとする。 2)殻長6cm以下の貝を採捕してはならない。 3)漁具の金網の目は横4cm、縦5cm以上の太目とする。 4)使用する漁具は1個でなければならない。	延岡市 (北浦町を除く。)

②中型まき網漁業（農林水産省令）

制限措置							条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
(8)一そ うまき いわし 巾着網 漁業 ※網船15 ト以上	15トン以上40トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	<p>宮崎県沖合の海域。ただし、次の海域を除く。</p> <p>1)大分県と宮崎県の境から宮崎市と日南市との境に至る地先海域においては、水深45メートル以浅の海域。ただし、日向市・都農町界（共同漁業権第9号・第10号境界）から117度の線と川南町・高鍋町界（共同漁業権第11号・第12号境界）から107度の線との間における都農町・川南町地先においては、水深52.5メートル以浅の海域。</p> <p>2)宮崎市・日南市境界から宮崎県と鹿児島県との境に至る海域においては、次の各基点を結んだ線より以浅の海域</p> <p>イ 宮崎市・日南市境界海岸線から正東4,000メートルの点</p> <p>ロ 日崎から正東4,000メートルの点</p> <p>ハ 大島から正東5,000メートルの点</p> <p>ニ 都井岬から正東4,000メートルの点</p> <p>ホ 鹿児島県観音崎</p>	<p>周年。ただし、都農町から宮崎市に至る海域においては、5月1日から翌年1月15日まで。また、日南市から串間市に至る海域においては、7月1日から翌年2月15日まで。</p>	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	<p>1)発電機は灯船1隻につき10KW以内1台</p> <p>2)電球は灯船1隻につき8,000ワット以内</p> <p>3)灯具は灯船1隻につき4個以内</p> <p>4)灯船は2隻以内</p>	北部、中部（※1）
			<p>串間市沖合の海域。ただし、串間大字都井同大字崎田界基点第353号と同基点から180度1,000mの点および鹿児島県高崎を結んだ線から内側の志布志湾の海域を除く。</p>	<p>4月1日から翌年1月15日まで。ただし、都井岬突端より正東の線より以北は5月1日から12月31日まで。</p>			<p>1)発電機は灯船1隻につき10KW以内1台</p> <p>2)電球は灯船1隻につき8,000ワット以内</p> <p>3)灯具は灯船1隻につき4個以内</p> <p>4)灯船は2隻以内</p>	

(9)一そうまき いわし 巾着網 漁業 ※網船15 トン未満	5トン以上 15トン未 満の範囲 において 申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進 機関の馬 力数	日向市以北沖合の海域	4月1日から12月31 日まで	1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。	別途公示 する数	1)発電機は灯船1隻につ き6KW以内1台 2)灯具は灯船1隻につ き4個以内 3)電球は灯船1隻につ き合計5,000ワット以 内 4)灯船は2隻以内 5)共同漁業権の設定し てある海域では、漁業 権者の同意がなければ 操業してはならない。	北部 (※1)
			宮崎市沖合の海域。ただし、昭和55年宮崎新 港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補 償区域(※2)の海域を除く。	周年				宮崎市
			日向市以北の沖合の海域。ただし、水深45メ ートルの等深線より以浅の海域を除く。	1月1日から3月31 日まで	次の1)、2)の いずれにも該 当する者 1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。 2)一そうまき いわし巾着 網漁業(網 船15トン未 満)の許可 を受けてい る者。			北部 (※1)

③中型及び小型まき網漁業

制限措置							条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
(10)一そうまききびなご巾着網漁業 ※網船15ト未満	5トン以上15トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第1号の海域	1月1日から3月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同意を得られる者	別途公示する数	1)発電機は灯船1隻につき6キロワット以内1台 2)灯具は灯船1隻につき4個以内 3)電球は灯船1隻につき5,000ワット以内 4)灯船は2隻以内	北部(※1)
(11)いわし小巾着網漁業	5トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	日向市以北沖合の海域	4月1日から12月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)発電機は灯船1隻につき6キロワット以内1台 2)灯具は灯船1隻につき4個以内 3)電球は灯船1隻につき5,000ワット以内 4)灯船は2隻以内 5)共同漁業権の設定してある海域では漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	北部(※1)
			児湯郡と宮崎市の沖合の海域					中部(※1)
			日南市沖合の海域					日南市
			児湯郡小丸川中央正東の線以北の沖合の海域。ただし、日向市と都農町界正東の線から小丸川中央正東の線との間の海域においては、水深52.5mの等深線より以浅の海域を除く。	4月1日から12月31日まで。ただし、日向市と都農町界正東の線から小丸川中央正東の線との間の海域における操業期間は6月1日から10月31日まで。				門川町

			日向市と都農町界正東の線と児湯郡小丸川中央正東の線との両線間の沖合の海域。ただし、水深52.5メートルの等深線より以浅の海域を除く。	11月1日から12月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)いわし小巾着網漁業の許可を受けている者。		1)発電機は灯船1隻につき6キロワット以内 1台 2)灯具は灯船1隻につき4個以内 3)電球は灯船1隻につき5,000ワット以内 4)灯船は2隻以内 5)共同漁業権の設定してある海域では漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	
(12) きびなご小巾着網漁業	5トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第1号の海域	1月1日から3月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者らられた者	別途公示する数	1)発電機は灯船1隻につき6キロワット以内 1台 2)灯具は灯船1隻につき4個以内 3)電球は灯船1隻につき5,000ワット以内 4)灯船は2隻以内	延岡市（北浦町に限る。）
			共同漁業権第2号の海域					延岡市（北浦町を除く。）
			門川町沖合の海域					門川町
(13) さごし小巾着網漁業	-	-	-	-	-	-	-	-

(14)しいまき 網漁業	5トン以上15トン未満の範囲において申請があった船舶の総トン数	申請のあつた機関の馬力数	宮崎県沖合の海域	4月1日から11月30日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	—	全域 (※1)
	5トン未満の範囲において申請があった船舶の総トン数							

④機船船びき網漁業

制限措置							条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
(15) 小いわし機船船びき網漁業	20トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	延岡市火打崎から110度の線と漁場基点第313号から100度の線との間の海域	周年	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1) 夜間操業を禁止する。 2) 漁具に天井網を取り付けることを禁止する。 3) 袋網の網口は、50.4m以内とする。	延岡市（北浦町を除く。）
			日向市トドロ礁から正東の線と日向市と都農町の海岸線における境界線から117度の線との両線間の海域					日向市
			高鍋町、新富町界から95度の線と宮崎市知福橋中央から90度の線との間の海域。ただし、昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年の宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					宮崎市（佐土原町を除く。）
(16) 小いわし小型機船船びき網漁業	5トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第5号基点第312号（延岡市緑ヶ丘町3丁目606番地に設置した標柱、世界測地系北緯32度33分2.6秒、東経131度41分4.8秒）から90度の線と共同漁業権第6号基点第316号（延岡市、東臼杵郡門川町界谷の山陸岸）から90度の線との間の海域	周年	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1) 夜間操業を禁止する。 2) 漁具に天井網を取り付けることを禁止する。 3) 袋網の網口は、43.2m以内とする。	延岡市（北浦町を除く。）
			共同漁業権第7号基点第315号（麦バエ）の正東の線と、竹島南山頂と共同漁業権第8号基点第324号（ユルギ礁）の延長線との間の海域。ただし、同基点第323号（倉戸鼻）、同基点第320号（イクイ礁灯台）及び日向市細島灯台の各点を順次直線で結んだ線及び竹島南山頂と同基点第324号（ユルギ礁）の延長線によって囲まれた海域を除く。					門川町
			串間市沖合の海域。ただし、ビンダレ島沖突端から216度の線より以東の海域を除く。					串間市

⑤ ごとち網漁業、押網漁業及び刺網漁業

制限措置							許可等の条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
(17) ごとち網漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
(18) さより機船押網漁業	5トン未満の範囲において申請のあった船舶の総トン数	220キロワット以下の範囲内において申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第6号の海域。ただし、タカチベと小島を結んだ線より以南の海域を除く。	10月1日から12月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2) 操業区域における共同漁業権者の同意を得られた者	別途公示する数	1) 日の出から日没までは操業してはならない。 2) 網口の長さは6メートル以内とする。 3) 2そうびきは禁止する。 4) 毎月の漁獲成績報告書を、所属漁業協同組合を経由して提出しなければならない。	延岡市（北浦町を除く。）
(19) ぼらまき刺網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	新富町沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域	周年	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1) 網の高さは15メートル以内とする。	中部（※1）
			宮崎市沖合の海域。ただし、共同漁業権内並びに昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					
(20) 大目流網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	都農町水無川中央から117度の線以北の宮崎県沖合の海域。ただし、共同漁業権の海域を除く。	4月1日から10月31日まで	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者	別途公示する数	1) 結節間の長さは50mm以上150mm以下とする。 2) 浮子網の総延長は700m以内とする。 3) 網の高さは15m以内と	北部（※1）

			都農町水無川河口中央から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、次の各基点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域(※3)を除く。	4月1日から10月31日まで	を含む。	する。 4)網は一重網とする。	中部 (※1)	
				11月1日から翌年4月30日まで				1)結節間の長さは40mm以上60mm以下とする。 2)浮子網の総延長は1,000m以内とする。 3)網の高さは20m以内とする。 4)網は一重網とする。 5)高鍋町沖「シモタカの瀬」は午前2時から日の出までは操業してはならない。
(21) 中小目流網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	都農町水無川河口中央から117度の線以北の宮崎県沖合の海域。ただし、次の海域を除く。 ・門川町以北の海域 ・共同漁業権第9号の区域の美々津大橋中央から117度の線以南の海域	2月1日から11月30日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)結節間の長さは13mm以上60mm以下とする。 2)浮子網の総延長は800m以内とする。 3)網の高さは20m以内とする。 4)網は一重網とする。	日向市
			都農町水無川河口中央から117度の線以北の宮崎県沖合の海域。ただし、次の海域では操					

			業してはならない。 ・門川町以北の海域 ・共同漁業権第9号の世界測地系、北緯32度22分16秒、東経131度37分49秒の点から117度の線以北の海域					
(22) 中小目まき刺網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第1号の海域	周年	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同意を得られた者	別途公示する数	1)結節間の長さは13mm以上60mm以下とする。 2)浮子網の総延長は1,000m以内とする。 3)網の高さは15m以内とする。 4)一重網の条件が付されて許可等を受けた者又は規則第11条若しくは第14条第1項第4号により許可等を受ける者は、網を一重網とする。	北部 (※1)
			共同漁業権第4号の海域					
			共同漁業権第6号の海域。ただし、鞍掛鼻より正東の線以南の海域を除く。					
			共同漁業権第9号の海域					
			共同漁業権第7号の海域				1)結節間の長さは13mm以上60mm以下とする。 2)浮子網の総延長は1,000m以内とする。 3)網の高さは15m以内とする。 4)網は一重網とする。 5)操業区域内に設置される小型定置網の道網から100m以上離れて操業しなければならない。	
(23) 中目流網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、次の海域は除く。 1)共同漁業権の海域 2)昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和	6月1日から翌年3月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船	別途公示する数	1)結節間の長さは30mm以上40mm以下とする。 2)浮子網の総延長は1,000m以内とする。 3)網の高さは15m以内と	中部 (※1)

			<p>57年宮崎空港漁業補償区域（※2）である次の基点1から基点2を結ぶ水神松三角点（世界測地系、北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4秒）を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>3) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びク各点を順次に直線で結んだ線より以東及び点クから100度の線より以北の海域（※4）</p>		使用予定者を含む。		<p>する。</p> <p>4) 網は一重網とする。</p>	
			<p>高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、次の海域は除く。</p> <p>1) 共同漁業権の海域</p> <p>2) 昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）である次の基点1から基点2を結ぶ水神松三角点（世界測地系、北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4秒）を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p>				<p>1) 結節間の長さは30mm以上40mm以下とする。</p> <p>2) 浮子網の総延長は1,000m以内とする。</p> <p>3) 網の高さは15m以内とする。</p> <p>4) 網は一重網とする。</p> <p>5) 日の出から日没まで操業してはならない。</p>	
			<p>基点353号（串間市大字都井、串間市大字崎田界）から180度の線より以西の串間市沖合の海域</p>	<p>11月1日から翌年4月30日まで</p>			<p>1) 結節間の長さは30mm以上40mm以下とする。</p> <p>2) 浮子網の総延長は1,000m以内とする。</p> <p>3) 網の高さは15m以内とする。</p> <p>4) 網は一重網とする。</p> <p>5) 共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p>	<p>南部（※1）</p>
(24)小目流網漁	申請のあった船舶	申請のあった推進	<p>都農町水無川河口中央から117度の線と一ツ瀬川河口中央から117度の線との間の沖合の</p>	<p>2月1日から11月30日まで</p>	<p>1) 漁船使用者。ただ</p>	<p>別途公示する数</p>	<p>1) 結節間の長さは15mm以上30mm以下とする。</p>	<p>中部（※1）</p>

業	の総トン数	機関の馬力数	<p>海域。ただし、次の海域は除く。”</p> <p>1)川南町沖合の海域</p> <p>2)次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各基点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 世界測地系、北緯32度 7分16.5秒、東経131度32分 7.9秒</p> <p>イ 点アから高鍋港離岸堤北端の見通し延長線上、点アから300mの点</p> <p>ウ 世界測地系：北緯32度04分59.5秒、東経131度31分47.4秒</p> <p>エ 世界測地系：北緯32度02分28.7秒、東経131度31分02.4秒</p> <p>オ 一ツ瀬川河口中央</p>		し、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。		<p>2)浮子網の総延長は800m以内とする。</p> <p>3)網の高さは5m以内とする。</p> <p>4)網は一重網とする。</p> <p>5)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。</p>	
			<p>高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、次の海域は除く。</p> <p>1)昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域である次の基点1から基点2を結ぶ水神松三角点（世界測地系北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4秒）を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（※2）</p> <p>2)次の各基点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域</p> <p>ア 高鍋町・新富町界陸岸</p> <p>イ 世界測地系、北緯32度04分59.5秒、東経131度31分47.4秒</p> <p>ウ 世界測地系、北緯32度02分28.7秒、東経131度31分02.4秒</p> <p>エ 世界測地系、北緯31度58分52.4秒、東経131度29分41.4秒</p> <p>オ 世界測地系、北緯31度54分22.5秒、東経131度28分21.4秒</p> <p>カ 世界測地系、北緯31度48分52.5秒、東経</p>					

			131度27分21.5秒					
			基点353号（串間市大字都井、串間市大字崎田界）から180度の線より以西の串間市沖合の海域	周年。ただし、共同漁業権の設定してある海域は2月1日から6月30日まで。			1)結節間の長さは13mm以上30mm以下とする。 2)浮子網の総延長は800m以内とする。 3)網の高さは8m以内とする。 4)網は一重網とする。 5)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	南部 (※1)
(25) 中目まき刺網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	<p>都農町水無川河口中央から117度の線と一ツ瀬川河口中央から117度の線との間の沖合の海域。ただし、次の各基点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に直線で結んだ線より以東及び点カから117度の線より以北の海域を除く。</p> <p>ア 都農町水無川河口中央から117度2,500mの点 イ 都農町・川南町界陸岸から117度2,500mの点 ウ 川南町・高鍋町界陸岸から117度2,500mの点 エ 世界測地系、北緯32度08分55.9秒、東経131度33分44.1秒 オ 世界測地系、北緯32度04分41.9秒、東経131度32分27.4秒 カ 世界測地系、北緯32度02分12.5秒、東経131度31分39.4秒</p> <p>高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、次の海域は除く。</p> <p>1)昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域である次の基点</p>	11月1日から翌年3月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)結節間の長さは20mm以上40mm以下とする。 2)浮子網の総延長は1,000m以内とする。 3)網の高さは20m以内とする。 4)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 5)一重網の条件が付されて許可等を受けた者又は規則第11条若しくは第14条第1項第4号により許可等を受ける者は、網を一重網とする。	中部 (※1)
				周年				

			<p>1 から基点 2 を結ぶ水神松三角点（世界測地系、北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4秒）を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点 2 から基点 8 を順次直線で結んだ線と基点 1 から基点 8 を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（※ 2）</p> <p>2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びク各点を順次に直線で結んだ線より以東及び点クから100度の線より以北の海域（※ 4）</p>					
(26)小目 まき刺 網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	都農町水無川河口中央から117度の線と一ツ瀬川河口中央から117度の線との間の沖合の海域	周年	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)結節間の長さは13mm以上20mm以下とする。 2)浮子網の総延長は500m以内とする。 3)網の高さは3m以内とする。 4)網は一重網とする。 5)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	中部 (※ 1)
			高鍋町・新富町界陸岸から117度の線と宮崎市・日南市界陸岸から100度の線との間の沖合の海域。ただし、昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※ 2）を除く。					
			共同漁業権第18号の海域					次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者の同意を得られた者

⑥ 敷網漁業

制限措置							条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数		
(27) いわし棒受網（餌用）漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	日向市以北の沖合の海域	4月1日から11月30日まで	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1) 集魚に使用する総電源は3KW以内とする。 2) 集魚灯は3個以内とする。 3) 共同漁業権の設定してある海域では漁業権者の同意がなければ操業してはならない。 4) 自家用餌（養殖用餌は除く。）以外を採捕してはならない。	北部（※1）
			都農町から宮崎市までの沖合の海域					中部（※1）
			日南市以南の沖合の海域					南部（※1）
(28) いわし棒受網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第1号の海域	4月1日から8月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2) 操業区域における共	別途公示する数	1) 集魚に使用する総電源は3KW以内とする。 2) 集魚灯は3個以内とする。	北部（※1）
			共同漁業権第2号の海域。ただし、世界測地系、東経131度47分40秒以東の海域を除く。					

					同漁業権者の同意を得られた者			
			宮崎市沖合の海域	4月1日から10月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。		1)集魚に使用する総電源は3KW以内とする。 2)集魚灯は3個以内とする。 3)共同漁業権の設定してある海域では漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	中部 (※1)
			串間市沖合の海域	周年				南部 (※1)
(29)八田網漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
(30)四艘張網漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
(31)とびうお敷網漁業	—	—	—	—	—	—	—	—

⑦固定式刺網漁業及び追込網漁業

制限措置						許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
(32) 深海建網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	延岡市島浦灯台から120度の線以北の水深80m以深の宮崎県沖合の海域	4月1日から9月30日まで	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	—	延岡市（北浦町に限る。）
			門川町麦バエから90度の線とイクイ礁から96度の線の両線間の海域。ただし、麦バエから90度1,000mの点、枇榔島東端から90度1,000mの点、イクイ礁から96度3,300mの点を順次結んだ線以内の海域を除く。	2月1日から8月31日まで				門川町
			串間市沖合の海域。ただし、水深80m以浅の海域を除く。	周年				串間市
(33) いせび磯建網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	日向市と児湯郡の海岸線における境界点から正東の線と世界測地系、北緯31度58分50秒の線との間の海域。ただし、共同漁業権の漁場を除く。	9月1日から翌年4月14日まで	1) 漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1) 結節間の長さは45mm以上とする。 2) 網の高さは1.8m以内とする。 3) 網は、一重網とする。 4) 午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。	都農町、川南町、宮崎市（佐土原町に限る。）
			宮崎市戸崎鼻から正東6,900メートルの点（小戸の瀬、高瀬）を基点とした南北の線（世界測地系 東経131度33分31.5秒の線）より以西のうち宮崎市大淀川河口中央から正東の線と世界測地系、北緯31度58分50秒の線との間の海域及びウミヤの瀬（戸崎鼻から36度、8,500メートルの点を中心とする瀬）、イラガ瀬（ウミヤの瀬に接続する瀬）の海域。ただし、昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※	9月1日から10月31日まで。ただし、ネダの瀬については9月1日から翌年4月14日まで。				1) 網は、一重網とする。 2) 使用できる網の長さは1隻、1,200メートル以内とする。 3) 午後3時以降投網することとし、毎朝揚網しなければならない。 4) 網の浮子は、白色塗装したものを使用しなければならない。

			2)の海域を除く。					
			宮崎市戸崎鼻から正東6,900メートルの点(小戸の瀬、高瀬)を基点とした南北の線(世界測地系 東経131度33分31.5秒の線)より以西のうち宮崎市清武川河口中央から正東の線以南の宮崎市沖合並びに、小ダイの瀬、小戸の瀬、ムルギの瀬、ウミヤの瀬(戸崎鼻から36度、8,500メートルの点を中心とする瀬)及びイラガ瀬(ウミヤの瀬に接続する瀬)の海域。ただし、共同漁業権の海域を除く。	9月1日から10月31日まで				
(34)いせび建網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	宮崎市平和台塔から正東線距岸2海里の点を中心とした半径1,500メートル以内の海域	9月1日から翌年4月14日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)三重網を使用してはならない。	川南町
(35)にべ建網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	都井岬南灯台から35度の線と223度の線の両線間における水深45メートルから水深60メートルの海域	12月1日から翌年4月14日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)三重網を使用してはならない。	串間市
(36)いさき固定式刺網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	共同漁業権第2号の海域中、旧延岡東漁業協同組合の管理海域内とする。 共同漁業権第4号の海域	5月1日から10月31日まで	次の1)、2)のいずれにも該当する者 1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。 2)操業区域における共同漁業権者	別途公示する数	1)網の長さは100m以内とする。 2)網の高さは10m以内とする。 3)三重網を使用してはならない。	延岡市

					の同意を得られた者			
(37)大目磯建網漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	次の点A、B、C及びDの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共同漁業権第14号の海域は除く。 点A：世界測地系、北緯 31度43分16秒、東経131度28分05秒 点B：世界測地系、北緯 31度42分56秒、東経131度30分01秒 点C：世界測地系、北緯 31度41分13秒、東経131度29分37秒 点D：世界測地系、北緯 31度41分13秒の線と陸岸との交点	11月1日から翌年4月14日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)網は一重網とする。 2)浮子網の総延長は、800m以内とする。 3)午後3時以降投網することとし、毎朝揚網すること。 4)操業中は、網の両端に標識灯を設置すること。 5)網の結節間の長さは、50mm以上60mm以下とする。 6)網の高さは、3.5m以内とする。	日南市（南郷町を除く。）
			次の点A、B、C、D及びEの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、共同漁業権第14号の海域は除く。 点A：世界測地系、北緯 31度39分10秒の線と陸岸との交点 点B：世界測地系、北緯 31度39分10秒、東経131度29分55秒 点C：世界測地系、北緯 31度38分11秒、東経131度30分36秒 点D：世界測地系、北緯 31度35分41秒、東経131度28分56秒 点E：世界測地系、北緯 31度37分02秒、東経131度26分35秒				1)網は一重網とする。 2)浮子網の総延長は、800m以内とする。 3)午後3時以降投網することとし、毎朝揚網すること。 4)操業中は、網の両端に標識灯を設置すること。 5)網の結節間の長さは、50mm以上75mm以下とする。 6)網の高さは、2.5m以内とする。	
(38)磯打網漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
(39)瀬魚追込網漁業	—	—	—	—	—	—	—	—

⑧たこつば漁業、かご漁業、潜水器漁業及び地びき網漁業

制限措置							条件	漁場利用調整地域
漁業種類	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数		
(40)たこつば漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	門川町から新富町の沖合の海域。ただし、共同漁業権の海域を除く。	6月1日から10月31日まで	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	—	日向市
			日向市沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域。ただし、共同漁業権第12号以外の共同漁業権の海域を除く。				1)共同漁業権第12号の区域は漁業権者の同意を得なければ操業してはならない。	都農町、川南町、宮崎市（佐土原町に限る。）
			都農町から宮崎市までの沖合の海域。ただし、共同漁業権第12号以外の共同漁業権の漁場、昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年の宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。					宮崎市（佐土原町に限る。）
			宮崎市沖合及び同海域以南、世界測地系、北緯31度32分45秒の線以北の海域。ただし、共同漁業権の海域、並びに昭和55年の宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年の宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。				—	宮崎市（佐土原町を除く。）
(41)ばいかご漁業	申請のあった船舶の総トン数	申請のあった推進機関の馬力数	宮崎市沖合。ただし、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以北の海域、並びに昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（※2）の海域を除く。	周年	1)漁船使用者。ただし、起業認可の申請に限り、漁船使用予定者を含む。	別途公示する数	1)縄の長さは1,000m以内で、2本以内とする。	新富町、宮崎市（佐土原町を除く。）
			宮崎市沖合の海域。ただし、世界測地系、北緯31度58分50秒、東経131度28分59秒の点から107度の線以南の海域を除く。				2)9時から15時までは操業してはならない。	宮崎市
			高鍋町沖合の海域				3)縄の300メートル毎に標識灯をつけること。 4)共同漁業権の設定してある海域では、漁業権者の同意がなければ操業してはならない。	川南町

(42)いせ えびか ご漁業	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進 機関の馬 力数	都農町沖合の海域	10月1日から翌年1 月31日まで	1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。	別途公示 する数	1)「うけ」は幹繩の両端 にそれぞれ1個以内と する。 2)「うけ繩」にワイヤー ロープを使用してはな らない。 3)使用できるかご数は70 個以内とする。 4)共同漁業権の設定して ある海域では、漁業権 者の同意がなければ操 業してはならない。	都農町
(43)ふぐ かご漁 業	申請のあ った船舶 の総トン 数	申請のあ った推進 機関の馬 力数	串間市沖合の海域	8月1日から翌年2 月末日まで	1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。	別途公示 する数	1)繩の長さは、1本400 m以内で、3本以内と する。 2)使用できるかごは、60 個以内とする。 3)日の入りから日の出ま では操業してはならな い。 4)共同漁業権の設定して ある海域では、漁業権 者の同意がなければ操 業してはならない。	串間市
(44)潜水 器漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
(45)地び き網漁 業	漁船を使 用する時 きは申請 のあった 船舶の総 トン数	漁船を使 用する時 きは推進 機関の申 請のあった馬力数	共同漁業権の海域	4月1日から11月30 日まで	次の1)、2) のいずれに も該当する 者 1)漁船使用 者。ただ し、起業認 可の申請に 限り、漁船 使用予定者 を含む。 2)操業区域 における共 同漁業権者 の同意を得 られた者	別途公示 する数	1)目合一辺の長さは14 mm以上とする。 2)船による曳網をしては ならない。 3)機械による揚網をして はならない。 4)使用する網は1統に限 る。	—

※2：昭和55年宮崎新港漁業補償区域及び昭和57年宮崎空港漁業補償区域（基点1から基点2を結ぶ水神松三角点（世界測地系 北緯31度54分27.5秒、東経131度27分23.4秒）を中心とする半径4,000メートルの円弧、基点2から基点8を順次直線で結んだ線と基点1から基点8を結ぶ最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域）。

基点 1	水神松三角点から20度21分00秒	距離4,000mの点	基点 5	基点 4 から189度49分00秒	距離1,550mの点
基点 2	基点 1 から115度28分00秒	距離 600mの点	基点 6	基点 5 から189度27分00秒	距離1,323mの点
基点 3	基点 2 から145度20分00秒	距離2,152mの点	基点 7	基点 6 から198度00分00秒	距離1,265mの点
基点 4	基点 3 から226度40分00秒	距離2,500mの点	基点 8	基点 7 から242度59分00秒	距離1,110mの点

※3：次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア	都農町水無川河口中央	ケ	世界測地系、北緯31度55分10.5秒、東経131度29分37.4秒
イ	点アから117度2,500mの点	コ	世界測地系、北緯31度49分32.5秒、東経131度28分54.5秒
ウ	都農町・川南町界陸岸から117度2,500mの点	サ	世界測地系、北緯31度49分32.5秒、東経131度31分11.4秒
エ	川南町・高鍋町界陸岸から117度2,500mの点	シ	世界測地系、北緯31度48分42.5秒、東経131度32分21.4秒
オ	世界測地系、北緯32度08分55.9秒、東経131度33分44.1秒	ス	世界測地系、北緯31度49分52.5秒、東経131度32分41.4秒
カ	世界測地系、北緯32度04分41.9秒、東経131度32分27.4秒	セ	世界測地系、北緯31度49分02.5秒、東経131度36分51.4秒
キ	世界測地系、北緯32度02分12.5秒、東経131度31分39.4秒	ソ	世界測地系、北緯31度41分53.9秒、東経131度36分51.4秒
ク	世界測地系、北緯31度58分02.5秒、東経131度30分41.4秒	タ	宮崎市・日南市界陸岸

※4：次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点を順次に直線で結んだ線より以東及び点クから100度の線より以北の海域

ア	世界測地系、北緯32度04分41.9秒、東経131度32分27.4秒	オ	宮崎市青島日向青島灯台
イ	世界測地系、北緯32度02分12.5秒、東経131度31分39.4秒	カ	宮崎市知福橋中央からから90度3,300mの点
ウ	世界測地系、北緯31度58分02.5秒、東経131度30分41.4秒	キ	宮崎市大字折生迫戸崎鼻灯台から90度2,200mの点
エ	世界測地系、北緯31度55分10.5秒、東経131度29分37.4秒	ク	宮崎市・日南市界陸岸から100度2,500mの点